

令和3年6月第12回亙理町議会定例会会議録（第1号）

○ 令和3年6月10日第12回亙理町議会定例会は、亙理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10番	木村 満
11番	森 義洋	12番	渡邊 健一
13番	澤井 俊一	14番	佐藤 正司
15番	鈴木 高行	16番	熊田 芳子
17番	鈴木 邦昭	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐 藤 文 行
町 民 生 活 課 長	岡 崎 詳 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ど も 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	佐々木 厚	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

事 務 局 長	西 山 茂 男	参 事 兼 庶 務 班 長	佐 藤 貴
主 査	片 岡 工		

議事日程第1号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

議長諸報告

日程第3 提出議案の説明

午前10時00分 開会

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより令和3年6月第12回亙理町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、1番 小野一雄議員、2番 鈴木邦彦議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（佐藤 實君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、別紙会期日程案のとおり、本日から6月17日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月17日までの8日間に決定いたしました。

## 議長諸報告

議長（佐藤 實君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、地方自治法第121条の規定に基づきます説明員は、別紙お手元に配付のとおりであります。

第2、町長提出議案についてであります。町長から、条例案2件、補正予算案2件、工事請負契約の締結1件、その他3件、承認9件、報告4件、合計21件が提出されております。

第3、一般質問についてであります。一般質問の通告を10名から受理しております。

第4、請願・陳情等についてであります。要望書1件を受理しております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第5、監査委員から監査報告書が提出されております。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

第6、閉会中の「議会及び議長の動向」について、別紙お手元に配付のとおり報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

## 日程第3 提出議案の説明

議長（佐藤 實君） 日程第3、提出議案の説明を求めます。

町長登壇。

〔町長 山田周伸君 登壇〕

町長（山田周伸君） 皆さん、おはようございます。

本日、第12回互理町議会定例会を開会するに当たり、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今回ご提案申し上げご審議賜りますのは、承認9件、議案8件及び報告4件であります。よろしくご審議方をお願い申し上げます。

それでは、各案件について、その概要をご説明申し上げます。

初めに、承認案件からご説明申し上げます。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（亶理町町税条例等の一部を改正する条例）」及び承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（亶理町都市計画税条例の一部を改正する条例）」につきましては、令和3年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）が公布されたことに伴い、関係条文に係る所要の改正を行ったものであります。

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（亶理町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）」及び承認第5号「専決処分の承認を求めることについて（亶理町復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例）」につきましては、令和3年3月31日に離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（令和3年総務省令第32号）が公布されたことに伴い、関係条文に係る所要の改正を行ったものであります。

承認第6号「専決処分の承認を求めることについて（亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例）」につきましては、令和3年1月25日に指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）が公布されたことに伴い、関係条文に係る所要の改正を行ったものであります。

承認第7号「専決処分の承認を求めることについて（東日本大震災による被災者に対する亶理町国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）」につきましては、厚生労働省通知により、国の財政支援の延長が示されたことに伴い、関係条文に係る所要の改正を行ったものであります。

承認第8号「専決処分の承認を求めることについて（令和2年度亶理町一般会計補正予算（第10号））」につきましては、歳入における地方交付税外交付金及び町債借入金の確定や、歳出における各種事業費の確定などから補正予算の必要が生じたこと、さらには、復興交付金事業完了に伴う国費返還金等において翌年度に繰り越さなければならない事業が発生したことに伴う繰越明許費の追加補正などを合わせ、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,084万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202億732万4,000円としたものであ

ります。

承認第9号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度亘理町一般会計補正予算（第2号））」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う県の協力要請に応じた事業者への協力金及び福島県沖を震源とする地震の被害に対する支援金など補正予算の必要が生じたことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,134万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億5,948万9,000円としたものであります。

承認第10号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度亘理町一般会計補正予算（第3号））」につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う県の協力要請の期間が延長されることから、事業者への協力金について補正予算の必要が生じたため、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ480万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119億6,428万9,000円としたものであります。

次に、議案についてご説明申し上げます。

議案第31号「亘理町手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）が令和3年5月19日に公布されたことに伴い、個人番号カードに関する事務の取扱いに変更が生じることから、関係条例の一部を改正するものであります。

議案第32号「亘理町都市公園条例の一部を改正する条例」につきましては、荒浜地区に整備した多目的広場を鳥の海公園の有料公園施設として位置づけるほか、それらの使用料を定めるため、条例の一部を改正するものであります。

議案第33号「工事請負契約の締結について（令和3年度亘理駅バリアフリー整備工事）」につきましては、去る5月14日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第34号「訴えの提起について」につきましては、令和2年1月頃から行方不明となっている西木倉町営住宅入居者に対し、亘理町営住宅条例第39条第1項第2号の規定に基づき、住宅の明渡し及び未払い家賃の支払いを求める訴えを、本町顧問弁護士を代理人として仙台地方裁判所に提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第35号及び議案第36号「字の区域を新たに画することについて」につきましては、平成25年度から施工してまいりました県営土地改良事業（区画整理事業）吉田東部1期地区、平成26年度から施工してまいりました県営土地改良事業（区画整理事業）吉田東部2期地区の2地区が換地処分を行い、事業が完了する運びとなっております。この換地処分を行うことに伴い、圃場整備施工区域内の字名を変更する必要があるため、吉田東部1期・2期地区字界変更検討委員会を設置し検討してまいりましたが、その結果がまとまりましたので、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関係議案についてご説明を申し上げます。

議案第37号「令和3年度亘理町一般会計補正予算（第4号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億2,277万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億8,706万5,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、通常の事業に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止策や感染症により影響を受けた住民、事業者等への支援策等として実施する事業及び2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震の被害に係る事業について計上したものであります。

初めに、歳出予算についてご説明申し上げます。

2款総務費につきましては、職員人件費において、昨年発生した非常勤職員の公務災害に係る遺族補償等として、災害補償費2,464万5,000円を追加補正するものであります。

次に、広報経費におきましては、当初2か年事業として計画していた公式ホームページのリニューアルについて、新型コロナウイルス感染症拡大の状況下、より迅速で的確な情報提供が求められていることなどから、前倒して今年度中に実施するものであり、リニューアル業務委託料380万円を追加補正するとともに、令和4年度分の費用について債務負担行為の廃止を行うものであります。

次に、会計事務経費におきましては、町税や上下水道料金等の公共料金について、納付者の利便性向上及び事務効率化等を目的に、ウェブで口座振替の申込みが可能となるシステムを導入するものであり、委託料等として755万5,000円を追加補正するものであります。

続いて、企画事務経費におきましては、駅前東区におけるイベントや防災活動な

どのコミュニティー活動に必要となる備品を整備する事業に対し、一般コミュニティー助成金として250万円を追加補正するほか、事務改善経費におきましては、接触を避けたオンライン会議等を推進するため、タブレット端末等電子機器の整備や地区交流センター等出先機関における市内LANの無線化を実施するものであり、総額1,624万8,000円を計上するものであります。

以上が総務費の主なものであります。

3款民生費につきましては、初めに、児童福祉施設関連経費において、国の補助事業を活用し、新型コロナウイルス感染症対策を講じる際に必要となる経費について計上するものであり、それぞれの施設に係る経費を合わせ840万円を追加補正するものであります。

その他、児童福祉事務経費におきましては、令和2年度分の子ども・子育て支援交付金の確定に伴う国・県への返還金として256万8,000円を追加補正するほか、子育て世帯生活支援特別給付金事業経費におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている独り親以外の低所得の子育て世帯に対し、生活を支援するための給付金等を合わせて3,046万円を追加補正するものであります。

次に、保育所管理経費におきましては、令和4年度から二杉園を民営化するとともに、吉田保育所仮園舎を活用して一層の機能強化を図る計画であることから、仮園舎の外壁や外構等の改修工事費として1,682万8,000円を追加補正するものであります。

続いて、災害救助経費におきましては、災害援護資金の貸付け受付期間が令和3年度まで延長になったことから、貸付金350万円を追加補正するものであり、以上が民生費の主なものであります。

4款衛生費につきましては、環境美化推進経費において、2月13日の地震の被害により町民から引き受けた災害瓦礫等について、処分に係る委託料172万円を追加補正するもののほか、地震により被災した家屋の解体費用等に対する償還金として355万2,000円を追加補正するものであります。

6款農林水産業費につきましては、用排水路管理経費において、2月13日の地震により護岸崩落等の被害を受けた互理承水路について、復旧に要する経費の一部を助成するため、補助金222万5,000円を追加補正するものであります。

次に、水産業振興経費におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に



より漁業者の経営が逼迫していることから、経営の安定を図る目的で漁業災害補償法に基づく共済制度の掛金に対して一部を助成するものであり、補助金等を合わせ740万7,000円を追加補正するものであります。

以上が農林水産業費の主なものであります。

7款商工費につきましては、商工振興事務経費において、新型コロナウイルス感染症の影響により収益が減少している町内の事業者等の支援及び地域経済活性化を図るため、昨年度に引き続き全町民を対象に町内の店舗で使用できる商品券を発行するものであり、委託料等を合わせ1億1,567万6,000円を追加補正するものであります。

また、感染拡大により売上げ等に大きな影響を受け、なおかつ宮城県の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の要件に該当しない町内の飲食店事業者等に対する給付金として1,200万円を追加補正するほか、宮城県が感染症対策を徹底した飲食店の認証制度を導入することを受け、町内の認証飲食店に対する応援金として500万円を追加補正するものであります。

以上が商工費の主なものでございます。

8款土木費につきましては、都市計画事務経費において、都市計画マスタープランの改定業務委託料として400万円を追加補正するほか、住宅管理経費におきましては、上浜街道の一部戸建て住宅において地盤沈下等により玄関扉等に不具合が生じていることから、その修繕業務委託料として1,160万円を追加補正するものであります。

以上が土木費の主なものであります。

9款消防費につきましては、防災対策経費において、現在の申請状況により木造住宅の耐震診断及び改修に係る経費が不足する見込みであることから、委託料と補助金を合わせて291万2,000円を追加補正するもののほか、2月13日の地震により被害を受けた家屋の屋根耐風改修工事に係る補助金として1,104万円を追加補正するものであります。

以上が消防費の主なものであります。

10款教育費につきましては、図書館費において、新型コロナウイルス感染症対策として、受付カウンター等に飛沫防止アクリル板等を設置する経費及び貸出し資料の充実を図るための図書等購入費を合わせて346万5,000円を追加補正するほか、

町民体育館経費におきましては、接触感染のリスクを極力回避するため、玄関に自動ドアを設置する工事費として366万3,000円を追加補正するものであります。

また、4月に北九州市の中学校で体育館のバスケットゴールが落下し生徒が負傷する事案が発生したことから、小中学校及び各地区体育館におけるバスケットゴールの点検業務委託料として、合わせて192万円を追加補正するものであります。

以上が教育費の主なものであります。

11款災害復旧費につきましては、文化財災害復旧費において、2月13日の地震により倒壊等の被害を受けた伊達家歴代墓所の復旧工事費として660万円を追加補正するほか、保育所災害復旧費におきましては、地震により被害を受けた亘理保育所と鹿島保育所の施設修繕料として287万6,000円を追加補正するものであります。

次に、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

14款国庫支出金につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金3,046万円及び住宅・建築物安全ストック形成事業補助金687万6,000円を追加補正するほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億1,878万2,000円を追加補正するものが主なものであります。

15款県支出金につきましては、県負担金において災害援護資金貸付けに係る負担金350万円を追加補正するとともに、県補助金においては、保育対策総合支援事業費補助金265万円及び第2期新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金700万円を追加補正するものが主なものであります。

17款寄附金につきましては、災害復旧及び教育振興の財源として、2名の方から総額23万円のご寄附を頂戴いたしました。改めまして衷心より御礼を申し上げます。

18款繰入金につきましては、上浜街道戸建て住宅の修繕業務に係る財源として、町営住宅管理運営基金繰入金1,160万円を追加補正するほか、今回の補正の調整財源として財政調整基金繰入金1億803万円を追加補正するものであります。

20款諸収入につきましては、非常勤職員の公務災害に係る全国町村会総合賠償補償金として2,464万5,000円を追加補正するほか、地域のコミュニティー活動に対する自治総合センターコミュニティー助成金として250万円を追加補正するものであります。

第2表債務負担行為の廃止につきましては、亘理町公式ホームページリニューア

ル業務委託について、令和4年度の限度額設定を廃止するものであります。

議案第38号「令和3年度わたり温泉鳥の海特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ843万3,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、歳出の1款わたり温泉鳥の海管理費において、新型コロナウイルス感染症対策として、宿泊客との接触機会を減らすため一部の客室を布団敷きからベッド仕様に変更するものであり、客室用ベッドの購入費45万円を追加補正するものであります。また、歳入におきましては、4款一般会計繰入金45万円を追加補正するものであります。

最後に、報告案件についてご説明申し上げます。

報告第6号「繰越明許費繰越計算書について（令和2年度亘理町一般会計予算）」につきましては、主に復興交付金事業完了に伴う国費返還金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業等について、令和2年度中に完了できなかったことから繰越明許費として令和3年度に繰り越したものでありますが、これらの事業について繰越し額が確定したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

報告第7号「事故繰越し繰越計算書について（令和2年度亘理町一般会計予算）」につきましては、令和元年度から令和2年度に繰り越した防災施設整備事業について、対象工事の工期延長により令和2年度中に完了できなかったことから事故繰越しとして令和3年度に繰り越したものであり、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき議会に報告するものであります。

報告第8号「令和2年度亘理町水道事業会計予算繰越計算書について」につきましては、配水管布設工事等について、令和2年度中に完了できなかったことから令和3年度に繰り越したものでありますが、これらの事業について繰越し額が確定したので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき議会に報告するものであります。

報告第9号「令和2年度亘理町公共下水道事業会計予算繰越計算書について」につきましては、亘理町第5-2号汚水枝線工事等について、令和2年度中に完了できなかったことから令和3年度に繰り越したものでありますが、これらの事業について繰越し額が確定したので、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき

議会に報告をするものであります。

以上、提出議案についての概要説明を終わりますが、何とぞ慎重ご審議賜りまして、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（佐藤 實君） 提出議案の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時33分 散会

上記会議の経過は、事務局長 西山 茂 男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 小野 一 雄

署名議員 鈴木 邦 彦